

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年8月26日

【会社名】 株式会社ドーン

【英訳名】 Dawn Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮 崎 正 伸

【本店の所在の場所】 神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

【電話番号】 078(222)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 近 藤 浩 代

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

【電話番号】 078(222)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 近 藤 浩 代

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年8月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年8月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 7円50銭 総額 11,926,080円

ロ 効力発生日

平成28年8月26日

第2号議案 定款一部変更の件

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、所要の変更を行うものであります。

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」（以下「改正法」といいます。）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実とともに企業価値の向上を図るという観点から、監査等委員会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものであります。

改正法により業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

宮崎正伸、近藤浩代、岩田潤及び品川真尚を監査等委員である取締役以外の取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

橋本慶一、岡本茂明及び福盛貞蔵を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額を年額1億7千万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	7,292	128	0	(注) 1	可決 98.15
第2号議案 定款一部変更の件	7,331	89	0	(注) 2	可決 98.68
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
宮崎正伸	7,333	87	0	(注) 3	可決 98.70
近藤浩代	7,333	87	0		可決 98.70
岩田潤	7,333	87	0		可決 98.70
品川真尚	7,333	87	0		可決 98.70
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
橋本慶一	7,306	114	0	(注) 3	可決 98.34
岡本茂明	7,306	114	0		可決 98.34
福盛貞蔵	7,306	114	0		可決 98.34
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	7,295	125	0	(注) 1	可決 98.19
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	7,316	103	0	(注) 1	可決 98.49

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成の割合は、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。